

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県江南市中般若町東10番地

氏 名 株式会社中部クリーンシステム

代表取締役 井石 学



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 8年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 15年 3月 4日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く)
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

令和 3年 3月 5日	新規許可、
令和 6年 12月 20日	変更届(代表者)、
令和 8年 3月 5日	更新許可、
令和 8年 4月 17日	優良基準適合

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

愛知県江南市中般若町東10番地

株式会社中部クリーンシステム 殿

令和 8年 2月18日付けで許可申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、次のとおり許可します。

なお、事業の運営にあたっては、下記留意事項に注意して行ってください。

令和 8年 4月17日

奈良県知事 山下 真



1. 事業の区分、取り扱う産業廃棄物の種類等

事業の範囲	事業の区分	積替え保管を含まない		
	取り扱う産業廃棄物の種類	汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を除く) ※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上12種類		
許可番号	02900051055	許可期限	令和15年 3月 4日	

留意事項

- 1 事業の範囲を変更しようとするときは、事前に連絡のうえ、指示を受けること。
- 2 許可を更新する場合は、許可期限までに更新許可申請を行うこと。
- 3 住所、氏名、役員、車両、車両保管場所等を変更したときは、10日（法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日）以内に所定の手続きをすること。
- 4 事業場ごとに帳簿を備え、法に定められた事項について毎月末までに前月分を記載し、1年ごとに閉鎖し、その後5年間は保存すること。
- 5 運搬車両の保管場所は、
愛知県江南市中般若町東113-2、124、125、丹羽郡扶桑町南山名名護根15-1、逆巻160

6 運搬車両は

尾張小牧100そ1784、尾張小牧100は2287、尾張小牧100は2666、尾張小牧100は3452、尾張小牧100は3533、尾張小牧100は3744、尾張小牧100せ6405、尾張小牧100そ643、尾張小牧100は2240、尾張小牧100は3031、尾張小牧100は3238、尾張小牧100は3870、尾張小牧800せ3277、尾張小牧800せ3533、尾張小牧800せ4629、尾張小牧800せ5016、尾張小牧800は1020、尾張小牧800は1044、尾張小牧100せ8227、尾張小牧800は1037 以上20台

(教示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に環境大臣に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は、奈良県知事となります）。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分について上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、その期間内であってもその判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。